

◆料金表（令和4年度現在）

別紙

○西伯カントリーパーク（※休園期間…毎週月曜日、12月～3月）

施設利用可能時間：＜4月～9月…午前6時～午後10時＞

＜10月～11月…午前7時～午後10時＞

施設名	使用料			照明料
	午前	午後	夜間	
野球場				
一般	3,450円	5,750円	4,600円	11,000円
練習の場合	1時間につき1,150円			
本部席	100円／時間		150円／時間	
放送設備	80円／時間		100円／時間	
スコアボード及び 操作盤	120円／時間		180円／時間	
審判員室	100円／時間		120円／時間	
休憩室	100円／時間		120円／時間	
冷暖房設備	150円／時間			
ピッチングマシン	550円／時間			
庭球場	310円			620円

施設名	使用料	
	町民	町民外
ゲートボール場	無料	100円
多目的広場	無料	310円
ラジコン広場	無料	100円

○南部町民野球場

施設利用可能時間：＜午前8時～日没まで＞

	使用料
一般、練習ともに料金は変わりません	1,040円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間として計算する。
- 2 準備又は後片付けに利用する時間は、利用時間に含める。
- 3 営利を目的とする宣伝販売、興行等の利用者の使用料及び照明料は、規定料金の2倍とする。
- 4 午前とは、施設の使用時刻から正午までをいう。
- 5 午後とは、正午から午後5時までをいう。
- 6 夜間とは、午後5時から施設の使用時間の終了時刻までをいう。